

佐賀県告示第 126 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 31 年 3 月 22 日から平成 31 年 4 月 22 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 31 年 3 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 池原古湯線	佐賀市富士町大字杉山字本村 1385 番 3 地 先から 佐賀市富士町大字市川字溜山 159 番 4 地 先まで	平成 31 . 3 . 22
県道 別府牛津停 車場線	多久市東多久町大字別府 629 番 1 地先か ら 多久市東多久町大字別府 578 番 1 地先ま で	〃
	多久市東多久町大字納所 6329 番 4 地先か ら 多久市東多久町大字納所 1989 番 1 地先ま で	〃
	小城市牛津町上砥川字二本松 286 番 1 地 先から 小城市牛津町上砥川字三本松 411 番 3 地 先まで	〃
	小城市牛津町上砥川字一本松 83 番 7 地先 から 小城市牛津町牛津字牛津二 948 番 1 地先 まで	〃